

**サイバーセキュリティお助け隊サービス
審査登録機関基準**

(1.0 版)

独立行政法人情報処理推進機構

令和3年2月26日

目次

第1	目的	1
第2	用語及び定義	1
第3	総論	1
1	審査登録機関の要件	1
2	公平性	2
3	機密保持	2
4	情報の公開	2
第4	審査手続	2
1	審査・登録のための体制の整備	2
2	申請の受付	2
3	審査の実施	2
4	審査結果の通知	3
5	登録	3
6	サーベイランス	3
7	規則の変更通知	3
8	登録の終了，一時停止又は取り消し	4
9	審査にかかる異議の受付	4
10	その他	4
附則		4
1	その他	4

第1 目的

この基準は、サイバーセキュリティお助け隊サービスに関する審査登録機関に対する要求事項について定めるものである。

審査登録機関は、審査・登録を実施するために必要となる事項を記載した規則（以下「規則」という。）を定めるものとする。

第2 用語及び定義

この基準で用いる主な用語及び定義は、次に定めるところによる。

(1) 審査登録機関

申請者からの申請に基づきサイバーセキュリティお助け隊サービス基準に関する適合性の審査・登録を行う機関をいう。

(2) 申請者

審査登録機関に対して、自らが行うサービスに対する審査・登録を申請する者をいう。

(3) サイバーセキュリティお助け隊サービス基準

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が定めたサイバーセキュリティお助け隊サービス基準をいう。

(4) サイバーセキュリティお助け隊サービス

サイバー攻撃への対処として最低限必要なサービスを効果的かつ安価、確実に提供する中小企業向けのサイバーセキュリティサービスであって、サイバーセキュリティお助け隊サービス基準に定めるものをいう。

第3 総論

1 審査登録機関の要件

(1) 審査登録機関は、日本に拠点を有する法人とする。

(2) サイバーセキュリティお助け隊サービスの趣旨にも鑑み、審査登録機関は、日本の中小企業向けセキュリティサービスの普及・向上のための活動を行っていると認められる法人とする。

2 公平性

- (1) 審査・登録業務は、公平に行われなければならない。
- (2) 審査登録機関は、公平性を担保する仕組みについて規則に定めなければならない。

3 機密保持

審査登録機関は、審査・登録を実施するために得られた又は生じた情報を、機密情報として管理することとし、正当な理由又は申請者の同意なしにこれを開示してはならない。ただし、申請者その他の個人若しくは機関により既に公開されている情報、又は審査登録機関と申請者とが合意している場合については、この限りではない。

4 情報の公開

審査登録機関は、審査・登録手続についての情報、及びこれに課せられる料金に関する情報を公開しなければならない。

第4 審査手続

1 審査・登録のための体制の整備

審査登録機関は、サイバーセキュリティお助け隊サービス基準に基づいて審査・登録を行うこととし、その実施を可能とする体制の整備をしなければならない。

2 申請の受付

審査登録機関は、申請者から申請を受け付ける。申請の受付にあたっては、審査登録機関は、申請書に記載させる等の方法により審査・登録に必要となる情報を申請者より取得する。

3 審査の実施

- (1) 審査登録機関は、申請書に記載された事項に基づき、規則に従って公平に、審査・登録を実施しなければならない。
- (2) 審査登録機関は、審査の結果、申請に係るサイバーセキュリティお助け隊サービスがサイバーセキュリティお助け隊サービス基準に不適合となる事由が認められる場合には、全ての不適合を申請者に通知しなければならない。なお、その不適合の事由が、申請書の不備等、申請者が直ちに対応できるものであると認められる場合には、申請者にこれを是正する機会を与えることができる。

(3) 審査登録機関は、審査・登録手続（6に定めるサーベイランスを実施した場合を含む。）が適切に実施されたことを実証する記録を規則により定められた期間保管しなければならない。

4 審査結果の通知

(1) 審査登録機関は、申請に係るサイバーセキュリティお助け隊サービスがサイバーセキュリティお助け隊サービス基準に適合する場合にはその旨、並びに登録日及び有効期限その他規則により通知することとされている事項を申請者に通知しなければならない。

(2) 審査登録機関は、3(2)の通知を行ったにも関わらず、申請者により不適合となる事由が是正されない場合には登録できない旨及びその理由を申請者に通知し、審査手続を終了させなければならない。

5 登録

審査登録機関は、サイバーセキュリティお助け隊サービス基準に適合しているサイバーセキュリティお助け隊サービスに関して、登録日及び有効期限その他規則により記載することとされている事項を記載した登録簿を作成し IPA に報告しなければならない。

6 サーベイランス

(1) 登録簿に登録されたサービスが、サイバーセキュリティお助け隊サービス基準に適合しないおそれがある場合には、審査登録機関は、サーベイランスを実施することができる。審査登録機関がサーベイランスを行う場合には、3から5までに定める手続を準用する。

(2) 審査登録機関は、サーベイランスを実施した結果、サイバーセキュリティお助け隊サービスについて、サイバーセキュリティお助け隊サービス基準への不適合が認められた場合には、規則の定めるところにより、必要な処置を取らなければならない。

7 規則の変更通知

審査登録機関は、規則の内容の変更をし、当該変更が申請者によって既に行われている申請に影響することが認められる場合には、当該変更を全ての申請者に連絡しなければならない。

8 登録の終了，一時停止又は取り消し

申請者の要請によって登録が終了する場合，サーベイランスの結果又はその他の事由により登録が一時停止若しくは取消しになった場合，審査登録機関は規則の定めるところにより，必要な処置を取らなければならない。

9 審査にかかる異議の受付

- (1) 審査登録機関は，申請者によるサイバーセキュリティお助け隊サービス基準の適合性審査にかかる異議申立てを受け付け，処理しなければならない。
- (2) 審査登録機関は，審査にかかる異議申立ての確認結果及び終了を申立て者に対し通知しなければならない。
- (3) 異議申立ての内容が，審査登録機関が保証する必要の無い事項である場合には，(1)及び(2)の規定は適用しない。

10 その他

- (1) 審査登録機関は，申請書に基づき審査・登録を実施するものであり，申請者の申告内容の正しさを保証するものではない。
- (2) 審査登録機関は，審査登録機関の責任において，委託する事業者はその業務の一部を行わせることができる。

附則

1 その他

IPAは，本基準第1の目的に照らし必要に応じて本基準の内容について検討を加え，その結果に基づいて適宜見直しを行うこととする。